

ても支援員を配置していま  
す。

基本的には軽微なものま  
で学校より報告してもらい、必  
要に応じた対応をしていま  
す。

いじめ問題に関する学校  
の取り組み指針を定め、全  
ての小・中学校より、学校  
における全アンケートをと  
ることの指示もしています。

## ★学校教育の問題点について

### ①学校基本調査の内容とや り方は。

5月1日現在の児童・生  
徒数や学級の状況および不  
登校を県に報告するもので  
す。

### ②平成23年度の鏡野町の問 題行動の実態は。

暴力行為の状況は1,00  
0人当たりの出現比率で、  
小学校が平成22年度の8.9件  
から0件へ、中学校が平成  
22年度の4.8件より19.23件へ減  
少。

いじめの状況は小学校が  
平成22年度の3.0件から0件  
へ、中学校が48.5件から10.99  
件へ減少。

不登校の状況は小学校が  
平成22年度は0件から4.4件  
の増加、中学校が平成22年  
度の27件より13.7件の減少。

③今年度の「いじめ」緊急  
調査(4～5月)の鏡野  
町の実態は。

小学校、中学校ともに0  
件です。

### ④万引きの実態は

以前1件ありましたが、  
現状では、関係機関・学校・  
警察等からも事例の報告は  
受けていません。

### ⑤中学校の武道で、事故や 問題点はないか。

4中学校とも授業中の多  
少のすり傷等はあったもの  
の、病院等にかかる案件は  
発生していません。

授業を行うにあたり、指  
導面の問題点もありません。  
⑥就学援助制度の利用状況  
は。

生活保護関係の要保護並  
びにひとり親世帯関係の準  
要保護援助費及び、特別支  
援教育就学援助費として、  
学用品・給食費の支給は、

小中学校合わせて、合併当  
時の80人(H17)から、1  
01人(H23)と年々増加  
傾向です。

⑦教育関係者から理不尽な  
不祥事は発生していない  
事は発生していません。

合併以降、教職員の不祥  
事は発生していません。

⑧保護者からの「教育対象  
暴力」や「クレーム」の  
実態は。

学校の運営に支障を來す  
ような不当なクレームとい  
うことで判断すれば、あり  
ません。

## ★町内の上水道の配備の中 で民地に本管が埋設されて いる位置を把握し、不良箇 所対策はできているか。

現状として鏡野上水道地  
域で昭和46年前後に布設さ  
れたと思われる3地区を把  
握しています。

現在の埋設の深さは1.5  
メートル程度で、凍結の恐  
れはないと思われますが、  
注意していきます。

今後の対応として、塚谷  
地区については来年度予定  
の農業集落排水事業で、下  
水道整備の進捗と相まって  
排水管を公道等へ布設予定  
です。

★観光案内板整備事業につ  
いて

①発注形態は正当だったの  
か。

デザイン重視として、プ  
ロポーザルで公募し町内業  
者にも応募可能でありまし  
た。必要な基本設計の作成  
および設計監理業務の見積  
もりをお願いしたものです。

②過去に入金忘れないの  
か。

ロボーザルで公募し町内業  
者にも応募可能でありまし  
た。必要な基本設計の作成  
および設計監理業務の見積  
もりをお願いしたものです。

③4件目がでたと聞くが実  
態はどうなのか。今後の  
対応をどうするのか。

記入漏れ等を認めますが、  
前回も述べましたように、  
全体として適正であつたと  
理解します。

④施工管理はどうなつてい  
るのか。

建設工事並みの管理基準  
に準じて行っています。

指定認定検査機関の建築  
基準法第6条の2第1項の  
規定による確認済証及び建  
築基準法第7条の2第5項  
の規定により、検査済証で  
建築基準関係規定に適合し  
ている証明を得ています。

規定期による確認済証及び建  
築基準法第7条の2第5項  
の規定により、検査済証で  
建築基準関係規定に適合し  
ている証明を得ています。

## ★富地区グループホーム建 設についての経過報告を。

国・県の補助金の関係か  
ら、平成25年度事業として  
います。

記憶力については、個人  
差があり、一概には言えま  
せん。

②過去に入金忘れないの  
か。

平成23年以前にはないと  
確信しています。過去の資  
料も警察に提出しており、  
捜査中で経緯を見守りたい。

③4件目がでたと聞くが実  
態はどうなのか。今後の  
対応をどうするのか。

9月28日の新聞記事掲載  
以降、問い合わせが1件あ  
りました。内容は津山警察  
に伝えていました。

捜査の経過を踏まえて、  
町民の皆さんに謝罪し、そ  
の職員に対して処分を科せ  
る必要がありますので、厳  
重に調査し、真摯に受け止  
めたいと思います。

④施工管理はどうなつてい  
るのか。

建設工事並みの管理基準  
に準じて行っています。

指定認定検査機関の建築  
基準法第6条の2第1項の  
規定による確認済証及び建  
築基準法第7条の2第5項  
の規定により、検査済証で  
建築基準関係規定に適合し  
ている証明を得ています。

規定期による確認済証及び建  
築基準法第7条の2第5項  
の規定により、検査済証で  
建築基準関係規定に適合し  
ている証明を得ています。

記憶力については、個人  
差があり、一概には言えま  
せん。

## ★寄付金紛失について。

①重大な不祥事をお越して  
いながら、関係職員の記  
憶力はないのか。